

令和5年度行政評価実施方針

令和5年5月8日
市長 決定

令和5年度は、新たな総合計画の初年度に当たり、これまで着実に進めてきたまちづくりの成果を引き継ぎつつ、今後の8年間の計画において、全職員が市民と共に夢のある調布の未来を創造する新たな総合計画を推進することについての共通認識を持ち、全庁一丸となって取り組む。また、引き続き、市民の安全・安心の確保と市民生活支援を市政の第一の責務とし、日常生活において市民に安心感をもたらすことができるよう取組を進めていく。

あわせて、基本構想におけるまちづくりの社会潮流や課題を踏まえた「デジタル技術の活用」、「共創のまちづくり」、「脱炭素社会の実現」、「フェーズフリー」の4つの視点から、関連する各種取組の成果向上を図るとともに、他の施策への効果の波及を図っていく。

令和5年度予算編成では、歳入の根幹である市税収入は、令和4年度当初予算を上回る見込みであるものの、歳出では、引き続き増加傾向にある社会保障関係経費などに加え、次期基本計画の策定と併行した予算編成となるため、様々な課題に対応する新たな財政需要等を見込んだことから、見積段階においては、大幅な財源不足の状況であった。

このような状況の中、歳入の確保をはじめ、事業の内容や優先度の精査等に取り組むことで収支均衡を図ったところである。

また、新型コロナウイルスについて、感染症法上の位置付けの見直しにより、明るい兆しを感じられつつある中で、意識の上では、「脱コロナ」が可能となるよう取組を進める必要がある。他方、長引く物価高騰等の影響により、今後の社会経済状況や景気動向は今なお不透明な状況にある。そのため、年度途中においても、引き続き、全庁協力体制の下、一丸となった歳入確保と経費縮減に取り組むこととしている。

令和5年度の行政評価は、これらのことを踏まえ、PDCAマネジメントサイクルに基づき、令和元年度から令和4年度までの計画行政について、総括的に振り返る視点を踏まえた評価を実施する。また、その評価結果を新たな基本計画の進行管理や次年度の予算編成において活用することで、基本計画に位置付けた各施策・事務事業の着実な推進や市政を取り巻く状況を踏まえた的確な対応につなげる。

さらには、質の高いサービスを持続的に提供できる市政経営に向けた不断の見直し、改革・改善に取り組むこととする。

については、下記により、全庁的な取組として、令和5年度の行政評価を実施するものとする。

記

1 令和5年度の重点目標

- (1) 令和元年度から令和4年度までを計画期間とする後期基本計画に位置付けた各施策・事務事業に関する振り返り評価結果については、新たな基本計画の着実な推進や調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組成果の検証と併せ、各施策、事務事業の進行管理や次年度の予算編成に反映させる。
- (2) 令和4年度までの後期基本計画に位置付けた2つのアクション（「横断的連携による施策の推進」、「調布のまちの魅力発信」）について、4年間の取組の総括的な評価、検証を行う。
- (3) 新たな基本計画に位置付けた施策の推進、成果向上に向けた4つの視点（「デジタル技術の活用」、「共創のまちづくり」、「脱炭素社会の実現」、「フェーズフリー」）に基づく課題や今後の取組の方向を整理することで、重点プロジェクトを横断する取組をはじめ、施策全体の効果的な推進につなげる。
- (4) 行政評価と並行して、経常経費の縮減や財源確保につなげる観点から、事務事業等の見直し、改善に取り組む。

2 行政評価の対象

- (1) 施策評価は、新たな基本計画に位置付けた全施策を対象とする。
- (2) 事務事業評価は、実施機関が所管する全事務事業のうち、新たな基本計画に位置付けた基本計画事業等を対象として実施する。

3 行政評価の実施

- (1) 行政経営部長は、行政評価を全庁的な取組として統括し、実施機関の長に必要な情報提供等を行う。
- (2) 実施機関の長は、所管する施策及び事務事業を評価し、取りまとめを行う。
- (3) 施策評価では、施策主管課長が施策に関連する課長と連携して評価する。
- (4) 事務事業評価では、事務事業主管課長が事務事業の取組実績を評価し、今後の方向を明らかにする。
- (5) 行政経営部長は、行政評価の結果を取りまとめ、実施機関と共有する。
- (6) 行政評価の具体的な実施方法等については、この方針に基づき、行政経営部長が別途定め、庁内に周知する。

4 行政評価の公表

評価結果については、市民に分かりやすく公表する。